

登録料

1戸当たり

都内の賃貸物件を登録いただくと

"登録協力報奨金"を交付します!

補助のイメージ

①登録働きかけ

不動産事業者

③所属証明等

⑤報奨金(5万円/戸)

⑷交付申請

⑤報奨金 (5万円/戸)



東京都

貸主 ②専用住宅※へ登録

補助金の例



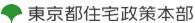
空き室6戸を 登録すると… 5万円×6戸=30万円を貸主へ補助

不動産事業者からの働きかけにより登録した場合は、 貸主と不動産事業者の両者へ30万円を補助

補助の条件

- 交付申請時に空き家または空き室となっている賃貸用物件であること
- 高齢者・障害者・子育て世帯・低額所得者のいずれかを受け入れる登 録とすること
- 専用住宅※の登録を10年間維持すること
- 不動産事業者が申請する場合は、不動産関係団体に所属していること

※専用住宅…東京ささエール住宅のうち、高齢者、障害者など住宅確保に配慮が必要な方のみが 入居可能な住宅



東京ささエール住宅って?

住まい探しにお困りの方※が広く入居できる住宅として、物件のオーナー様 が東京都等に登録した賃貸住宅(セーフティネット住宅)のことです。

住まい探しにお困りの方のみが入居可能な"専用住宅"と、それ以外の方も入 居可能な"登録住宅"とがあります。

※住まい探しにお困りの方の例:高齢者・障害者・低額所得者・子育て世帯・外国人など

登録するとどんなメリットがあるの?

- 1 登録物件情報が無償で専用HPに公開されるので、空室対策にも役立ちます。
- 高齢者などの受け入れのアドバイスや入居後のサポートが受けられます。 2
- 登録協力報奨金のほかにも下記の補助が活用できます。 3

改修費補助

見守り機器設置費等補助

専用住宅の改修(バリアフリー化、東京ささエール住宅に設置 防火・消火対策、子育て世帯対 応、耐震改修等)工事費の1/3(上 の購入費や取付費の1/2(上 限は100万円/戸※)が国から補助 されます。

※区市に補助制度がある場合、更に 補助額が増額されます。

する高齢者向け見守り機器 限3万円/戸)を補助します。



どんな物件が登録できるの?

入居状況に関わらず、アパート・マンション・戸建て住宅が登録できます。

■主な要件

新耐震基準※に適合し、一定の面積基準をクリアする必要があります。

面積基準の例(一般住宅の場合)

着工日	~平成8年3月31日	平成8年4月1日~ 平成18年3月31日	平成18年4月1日~ 平成30年3月30日	平成30年3月31日~
各住戸の床面積	15㎡以上	17㎡以上	20㎡以上	25㎡以上

■その他の要件 詳細はお問合せください。

※昭和56年6月以降に新築の工事に着手したもの

お問合せ・申請書の提出はこちら

■東京ささエール住宅全般及び登録報奨金に関するお問合せ先

東京都住宅政策本部住宅企画部民間住宅課 住宅セーフティネット担当 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第2本庁舎13階

申請書等は 東京都のHPから ダウンロード できます

03-5388-3320 (直通)

東京都 住宅政策本部 登録報奨金





■東京ささエール住宅の登録に関するお問合せ先

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

東京都新宿区西新宿7丁目7番30号 小田急西新宿O-PLACE3階

03-5989-1791(直通)